

「いじめ防止基本方針」

2014年3月31日策定

2020年6月15日改定

白頭学院建国中学校・高等学校

白頭学院建国中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

1 「いじめ防止基本方針」の策定

白頭学院建国中学校・高等学校は、自身のアイデンティティに自覚と誇りを持ち、国際社会に積極的に参加できる適応能力を養い、社会に奉仕する人間を育成するとともに、個性を伸ばし、創造性を養うことを教育目標に据えている。生徒たちの健やかな成長と学校生活を支援するため、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止基本方針を定め、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的対応、また、それらを実施するための体制を整え、教育目標達成に努める。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条より）

<教職員が認識すべき事>

- ・ いじめはどの生徒、どの学校にも起こり得るものである。
- ・ いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ・ いじめは気づきにくいところで行われる事が多く発見しにくい。
- ・ いじめはその行為により、刑罰法規に抵触する可能性がある。
- ・ いじめは家庭教育の在り方に大きく関わっている。
- ・ いじめは学校（教職員）の生徒への関り方、指導の在り方が問われる問題である。
- ・ いじめは家庭、学校、地域社会すべての関係者が取り組む問題である。

また、いじめの態様として認識すべき事には、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめ防止に向けての心構え

いじめは当事者のみならず全ての生徒・保護者の安心・安全を脅かすとともに、生徒の心身に多大な影響を及ぼすものである。この認識のもと、学校全体や全教職員が日頃より「いじめはゆるさない、ゆるされない」という心構えで教育活動をおこなう。日々の学校生活で生徒への対応、指導、道徳教育等を通して、心の成長を促し、いじめを起こさない学校作りをおこなう。

4 いじめ防止対策の実施

すべての教育活動を通じて、いじめを許さない意識の育成、心を豊かにする教育、人間関係能力を高めるような取り組みを実施する。

① 未然防止

〈校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換〉

- ・ 校内体制の確立として「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。
- ・ いじめ防止対策推進委員会は、校長を委員長とし、副校長・教頭・学年団・人権推進委員会・生徒指導部・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラーで構成される。なお、構成員は実態等に応じて柔軟に対応する。
- ・ いじめ防止対策推進委員会は常設であり、定例的に開会する。
- ・ いじめ防止対策推進委員会での内容や事案対応については、職員会議において報告し、周知徹底させる。
- ・ 外部講師を招聘し、教職員向けの人権講話を実施するなど、いじめ問題について教職員の研修を定期的実施し、共通理解、意識向上をはかる。
- ・ 職員会議を通じて、いじめ問題について共通理解を図る（配慮が必要な生徒の実態を把握し、生徒の進級時の引継ぎを行う）。
- ・ いじめの対応方針を公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得る。
- ・ P T Aや地域の関係団体と緊密な連携により、状況把握や情報共有に努め、いじめ問題について協議する機会を設ける。
- ・ 知り得た情報に関して、当然の守秘義務の徹底を図る。

〈学習指導、特別活動、道徳教育の充実〉

- ・ 多文化理解、共生意識などを育成する。
- ・ 授業での規律の徹底と規範意識、帰属意識を高める集団を作る。
- ・ 生徒とのコミュニケーションに努め、生徒一人ひとりに配慮した授業をおこなう。
- ・ 授業、講演等で、インターネットに関する問題（ネットモラル等）の教育の充実を図る。
- ・ ホームルーム等を活用し、担任も含めた望ましい人間関係構築に取り組む。
- ・ ボランティア活動への理解を深め、参加を促す。

- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題について学習し、指導する。
- ・人権教育として、様々な人権問題を体験的に学習し、いのちの大切さを理解させる。

〈家庭との連携、協力関係の構築〉

- ・連絡なしでの遅刻・欠席・欠課の場合、担任または副担任が生徒の自宅に連絡し、遅刻・欠席・欠課理由を確認する。
- ・理由が明確ではない遅刻・欠席・欠課が続く場合、担任から教務主任、教頭へ伝達対応を相談する。

〈相談体制の充実〉

- ・日々の学校生活で、生徒が「見守られている」という安心感を持てる信頼関係の構築に努める。
- ・保護者との連絡を密にし、何事でも連絡できる信頼関係の構築に努める。
- ・担任、副担任による定期的な個別面談、家庭訪問等を実施し、より信頼関係を深めていく。
- ・「個人ノート」や「生活ノート」といったような、教職員と生徒との間で日常的におこなわれているコミュニケーションツールなどを通してやりとりをおこなう。
- ・スクールカウンセラー、養護教諭と連携し、活用する。

② 早期発見

〈いじめが起こりうる可能性が高いクラスの雰囲気の場合〉

教室内で友達同士が集まり、ひそひそ話をしている。
 特定の生徒に対して、周囲が異常に気を遣っている。
 教員が近づくと、不自然な行動をとる。
 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。
 好ましくないあだ名が聞こえてくる。
 席替えをして、特定の生徒の近くの席になることを嫌う。
 何かが起こると、特定の生徒の名前が出る。
 いたずらや落書きが多い。
 机や椅子が乱雑で、清掃がされていない。

〈いじめられている可能性がある生徒の態様の例〉

場面	態様
登校時	<p>遅刻や欠席が増えて、理由が明確ではない。 教員と目を合わさず、うつむきがちである。 体調不良が続いている。 提出物を忘れる、期限に遅れる。 担任が教室に入ったあと、遅れて教室に入ってくる。</p>
授業中	<p>トイレや保健室によく行くようになる。 教科書などの忘れ物が目立つようになる。 机の周りが散乱している。 決められた座席と違うところに座っている。 教材に汚れが目立つ。</p>
休憩時間	<p>食事中いたづらをされる。 昼食を給食室の自席でとらない。 用事のない場所にいることが多い。 友達といるときも表情が冴えない。 衣服の汚れが目立つ。 一人で清掃をしていることが多い。</p>
放課後	<p>急いで下校するか、ずっと学校に残っている。 持ち物がなくなる、持ち物にいたづらをされる。 一人で部活動の準備や片付けをしている。</p>
家庭内	<p>学校や友達のことを話さなくなる。 友達やクラスの不満を言うことが多くなる。 朝起きない、学校に行きたくないと言う。 電話に出たがらない、友達からの誘いを断る。 携帯電話の受信メールをこそこそ見る、着信に怯える。 不審な電話やメールが増える。 付き合い友達が変わる。 部屋に閉じこもり、外出を控える。 理由が明確ではない打撲や擦り傷がある。 登校時間になると体調不良をうったえる。 食欲不振、睡眠不足をうったえる。 持ち物がなくなる、壊される、落書きされる。 自転車がよくパンクする。 家庭内の金品がなくなる。 大きな金額を要求する。</p>

以上の事をふまえ、日々、生徒に目を向けて早期発見に努める。

③ 問題解決に向けての生徒への対応

- ・ 十分な誠意をもって、迅速に対応する。
- ・ 変わった様子が見られる生徒に対して個人面談を実施し、場合によっては家庭訪問を実施する。
- ・ 必要に応じて、いじめに関するアンケートを実施する。
- ・ いじめの可能性が発覚した場合、校長の召集によりいじめ防止対策推進委員会を緊急開会し、対応を協議する。

<被害生徒に対する支援>

- ・ 被害生徒の苦痛を理解し、心配や不安を取り除くとともに、守り抜くという姿勢で、継続的に支援する。
- ・ 担任や副担任、他の教職員、養護教諭、スクールカウンセラーが状況を聞き、継続的に面談を実施して、ケアをおこなう。家庭訪問も実施する。
- ・ 別室を提供し、常時教職員が付いて心身の安全を確保する。
- ・ 緊急避難として、欠席をさせる。
- ・ 他の生徒に対して支援を個別に依頼する。
- ・ 席替えやクラス替えをおこなう。
- ・ 被害生徒、加害生徒の状況から、可能であれば当該いじめの加害生徒、被害生徒同士の話し合いを実施する。
- ・ 子供家庭センターなどの関係機関と連携して対応する。

<加害生徒に対する指導>

- ・ いじめは決して許されないという毅然とした態度で、被害生徒の内面を理解し、他人の痛みを分からせる指導を丁寧におこなう。
- ・ 担任や副担任、他の教職員、養護教諭、スクールカウンセラーが状況を聞く。
- ・ スクールカウンセラーがカウンセリングをおこなう。
- ・ 担任や副担任、他の教職員、養護教諭が別室指導をおこない、いじめ行為について理解・反省を促し、被害生徒やその保護者に対する謝罪の指導をおこなう。
- ・ 当該いじめの加害生徒、被害生徒同士の話し合いを実施する。
- ・ 校長、教頭が別室指導をおこなう。
- ・ 出席停止、停学処分、退学処分を課す。(高等学校)
- ・ 登校謹慎、転学勧告を課す。(中学校)
- ・ 生徒相談所などの関係機関と連携して対応する。

〈直接関係していない生徒に対する指導〉

- ・当該いじめの状況を確認するため、アンケートや個別面談を実施する。
- ・当該いじめがクラス全体に不安や恐れを感じさせていないか、深刻な影響を与えていることはないかを確認し、クラス全体の意識を変える取り組みをおこなう。
- ・被害生徒の苦しみを理解することができるよう指導をおこなう。
- ・いじめの傍観はいじめの助長になるという意識を持たせる指導をおこなう。
- ・いじめを傍観していた生徒に対して、自分たちでいじめを解決する力を育成する。
- ・当該いじめをクラスで取り上げ、クラス全体に指導する。
- ・当該いじめについて、学年集会や全校集会を実施して全体に指導する。

④ 保護者への対応

〈被害生徒の保護者に対して〉

- ・いじめの事実を迅速に把握し、伝える。
- ・相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるように配慮する。
- ・保護者の心情や要望を傾聴し、学校の指導方針や解決策を説明し、家庭と連携して、根本的な解決を図る。
- ・当該いじめの加害生徒の保護者、被害生徒の保護者同士の話し合いを実施する。

〈加害生徒の保護者に対して〉

- ・事実を確認後、速やかに面談を実施し、丁寧に説明する。
- ・いじめは重大問題であり、学校と家庭からのそれぞれの指導の重要性を説き、反省を促し、今後の考え方、謝罪を含めた対処の仕方、生活改善について家庭と連携して、根本的な解決を図る。

〈直接関係していない生徒の保護者に対して〉

- ・各家庭への情報提供は、関係生徒の個人情報の取り扱いに留意し、適切におこなう。
- ・保護者会などを開催し、当該いじめについて報告する。
- ・当該いじめについて、私学・大学課や私学人研と連携して対応する。

5 関係機関との連携

① 私学・大学課、私学人研との連携

- ・関係生徒への支援や指導、保護者への対応方法について協議する。
- ・関係機関と調整をおこなう。

② 住吉警察署との連携

- ・生徒の心身や財産に重大な被害が疑われる場合について協議する。
- ・犯罪などの違法行為がある場合について協議する。

③ 福祉関係機関との連携

- ・生徒の家庭での養育に関する指導や助言を仰ぐ。
- ・家庭での生徒の日常生活、生活環境の状況把握に努める。

④ 医療機関との連携

- ・生徒の精神保健に関する相談をおこなう。
- ・生徒の精神症状についての治療や指導、助言を仰ぐ。

6 ネットでのいじめへの対応

ネットいじめとは文字や画像により特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の人々やインターネット上の掲示板などに送信する、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする、インターネット上の掲示板などに特定の生徒の個人情報に掲載することであり、犯罪行為である。

① ネットいじめの予防

- ・生徒や保護者への啓発を文書や防犯講話などでおこなう。
- ・携帯電話を買い与える前の家庭での約束事としてネットいじめを含めたルール確立の啓蒙を行う。
- ・生徒の携帯電話への迷惑メール受信や有害サイトへのアクセスを制限する(フィルタリングをおこなう)。
- ・保護者による生徒のアクセス状況を認識する。
- ・情報モラル教育の充実(機器操作の技能的な部分も含めて)を図る。

② ネットいじめの把握

- ・被害生徒からの訴えで判断する。
- ・閲覧した生徒からの情報を得る。
- ・不当な書き込みが発覚した場合、記録管理者へ連絡し、削除を依頼する。

7 重大事態への対応

①重大事態の例

- ・ 生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ・ 生徒の身体に障害を負った場合
- ・ 生徒の高額金品が奪い取られた場合
- ・ 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・ 生徒の年間欠席日数が30日程度以上の場合

② 重大事態発生時の報告、調査協力体制

- ・ 学校が重大事態と判断した場合、府教育長私学課、私学人研、警察等に報告するとともに、いじめ防止対策推進委員会を中心に迅速な解決に努める。
- ・ 事案によっては、学年や学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、文書配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。その場合は対応窓口を明確にし、誠実な対応を心がける。

8 出席停止・転学退学措置について

指導の効果が上がらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、いじめ対策委員会の連携のもと、出席停止・登校謹慎等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する必要がある。(出席停止の制度は、本人の懲戒という観点ではなく、学校の秩序を維持し、他の指導生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける)

保護者から、転学の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

学校教育法 第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則 第二十六条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

○2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

○3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

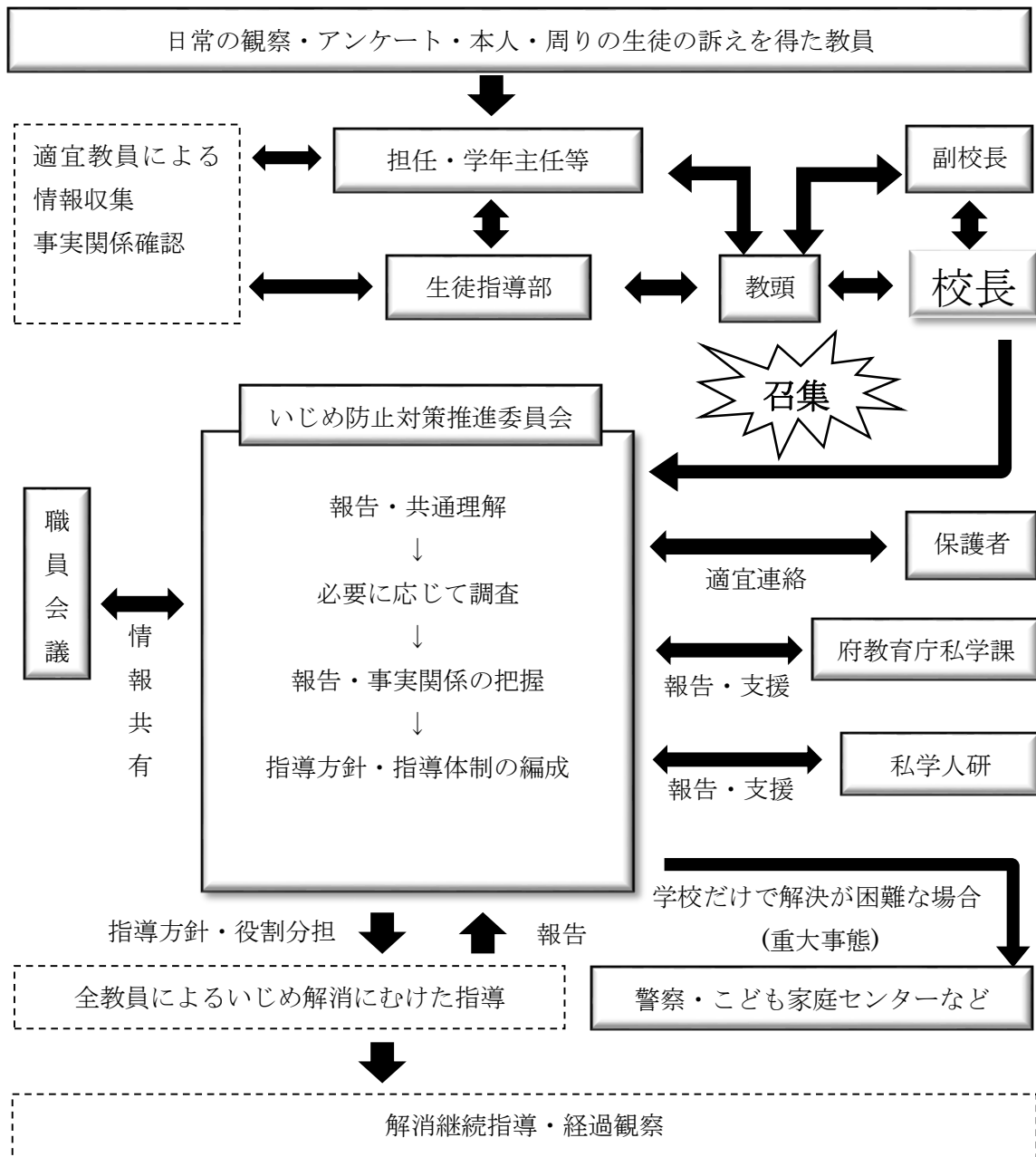
四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

9 いじめへの組織的対応

①いじめ防止指導年間計画

4月	保護者説明会などによる保護者向け啓発 教員人権研修
5月	
6月	いじめ防止アンケート(1回目)
7月	
8月	
9月	いじめ防止対策推進委員会会議(進捗状況確認・二三学期の計画)
10月	いじめ防止アンケート(2回目)
11月	
12月	教員人権研修
1月	
2月	いじめ防止アンケート(3回目)
3月	いじめ防止対策推進委員会会議(本年度反省、次年度の方針決定)

②いじめ案件発生時の校長のリーダーシップによる組織的対応の流れ



*いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し、慎重に対応することが必要である。

10 資料

「いじめ防止対策推進法」(2013年9月28日施行) 一部抜粋

【いじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【学校及び学校の教職員の責務】

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、その他関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務等】

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと

解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。